加賀市開発登録簿閲覧規則をここに公布する。

平成30年 3月31日

加賀市長

加賀市開発登録簿閲覧規則

平成30年3月31日 規 則 第 19号

(趣旨)

第1条 この規則は、都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号。以下「省令」という。)第38 条第2項の規定に基づき、開発登録簿(以下「登録簿」という。)の閲覧に関し必要な事項を定め るものとする。

(閲覧所の場所)

第2条 省令第38条第1項の開発登録簿閲覧所の場所(以下「閲覧所」という。)は、都市計画担当 課とする。

(閲覧手続)

第3条 登録簿を閲覧しようとする者(以下「閲覧者」という。)は、開発登録簿閲覧申請書(別記様式)を市長に提出し、その承認を得なければならない。

(閲覧の日時等)

- 第4条 登録簿の閲覧日は、加賀市の休日を定める条例(平成17年加賀市条例第2号)第1条第1項に 規定する市の休日以外の日とする。
- 2 登録簿を閲覧することができる時間は、午前9時から午後5時までとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、市長は、特別な理由があると認めるときは、閲覧日以外の日又は 閲覧時間以外の時間に閲覧させることができる。

(持出の禁止)

第5条 閲覧者は、登録簿を閲覧所以外の場所に持ち出してはならない。

(閲覧の拒否等)

- 第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者の閲覧を拒否し、又は中止させることができる。
 - (1) この規則の規定に違反し、又は職員の指示に従わない者
 - (2) 登録簿を汚損し、若しくは毀損し、又はそのおそれがあると認められる者
 - (3) 他人に迷惑を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認められる者 附 則
 - この規則は、平成30年4月1日から施行する。

開発登録簿閲覧申請書

年 月 日

(宛先) 加賀市長

申請者 住 所 氏 名

次のとおり開発登録簿の閲覧を申請します。

開発区域の位置	加賀市
閲覧理由	
備考	

1 ※印欄は記入しないでください。

※受付者	※閲覧承認